大府市立地適正化計画に基づく届出について

大府市

一目次一

届出の概要	• •	• • •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
一般的な手	続の流	たれ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
届出書類の	提出部	『数	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
事前相談・	提出第	E •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
①居住誘導	区域タ	卜にま	らけ	る	届	出(に	つ	ļ١	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
②都市機能	誘導区	区域タ	トに	お	け	る)	届	出	に	つ	い	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
③都市機能	誘導区	区域内	匀に	お	け	る)	届	出	に	つ	い	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
届出に必要	な書類	頁・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
届出様式1	(①E	居住該	秀導	区;	域	外	•	開	発	行	為	の	場	合)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
届出様式2	(①E	居住該	秀導	区;	域	外	•	建	築	等	行	為	の	場	合)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
届出様式3	(①居	居住部	秀導	区:	域	外	•	上	記	2	つ	の	届	出	を	変	更	す	る	場	合)		•	•	•	11
届出様式4	(②者	邓市榜	幾能	誘	導	区	域	外	•	開	発	行	為	<i>0</i>):	場	合)		•	•	•	•	•	•	•	•	12
届出様式5	(②者	邓市榜	幾能	誘	導	区	域	外	•	建	築	等	行	為	<i>0</i>):	場	合)		•	•	•	•	•	•	•	13
届出様式6	(②者	邓市榜	幾能	誘	導	区	域	外	•	上	記	2	つ	Ø)	届	出	を	変	更	す	る	場	合)		•	14
届出様式7	(③者	邓市榜	幾能	誘	導	区	域	内	•	誘	導	施	設	Ø)	休	止	又	は	廃	止	<i>0</i>):	場	合)		•	15
届出様式1	の記力	(例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
届出様式2	の記力	(例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
届出様式3	の記力	(例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
届出様式4	の記え	(例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
届出様式5	の記え	(例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
届出様式6	の記え	(例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
届出様式7	の記え	(例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
届出に関す	るQ8	λA	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23

※届出様式は、以下のウェブサイトからダウンロードできます。

UR L \Rightarrow https://www.city.obu.aichi.jp/shisei/shisaku/toshikei/1025344.html

届出の概要

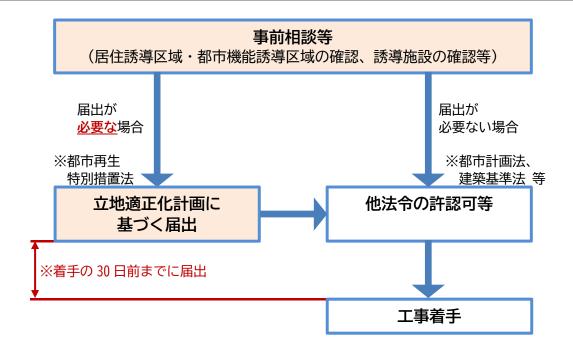
本市では、都市再生特別措置法に基づく「大府市市立地適正化計画」を策定・公表しました。

公表日: 令和5年(2023年)4月1日

本計画の公表に伴い、法の規定により、**●居住誘導区域外において一定規模以上の住宅等の開発・** 建築等を行う場合や、**②**都市機能誘導区域外において誘導施設の開発・建築等を行う場合、**③**都市 機能誘導区域内において誘導施設の廃止・休止を行う場合には、これらの行為に着手する日の 30 日 前までに市長への届出が必要です。

なお、上記の規定に<u>違反した(届出をしない、又は虚偽の届出をした)場合</u>は、法第 130 条の規 定により、<u>罰金(30 万円以下)</u>に処せられることがあります。

一般的な手続の流れ



届出書類の提出部数

届出書類の提出部数は、正副2部*です。

※うち副本1部は、受付時に受付印を押印のうえ、返却します。

事前相談・提出先

大府市 都市整備部 都市政策課(庁舎4階)

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地

TEL 0562-45-6221(計画地域交通係) FAX 0562-47-3347

メール toshi@city.obu.lg.jp

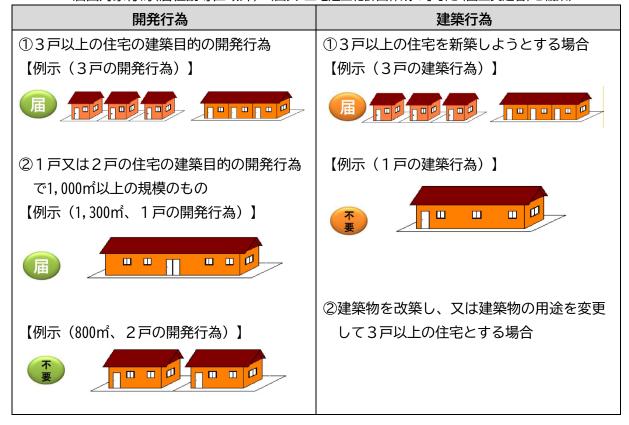
●居住誘導区域外における届出について

本届出は、市が居住誘導区域外における住宅等の開発・建築等の行為に関する動向を把握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて居住誘導のための施策に関する情報提供を行う機会を設けるためのものです。

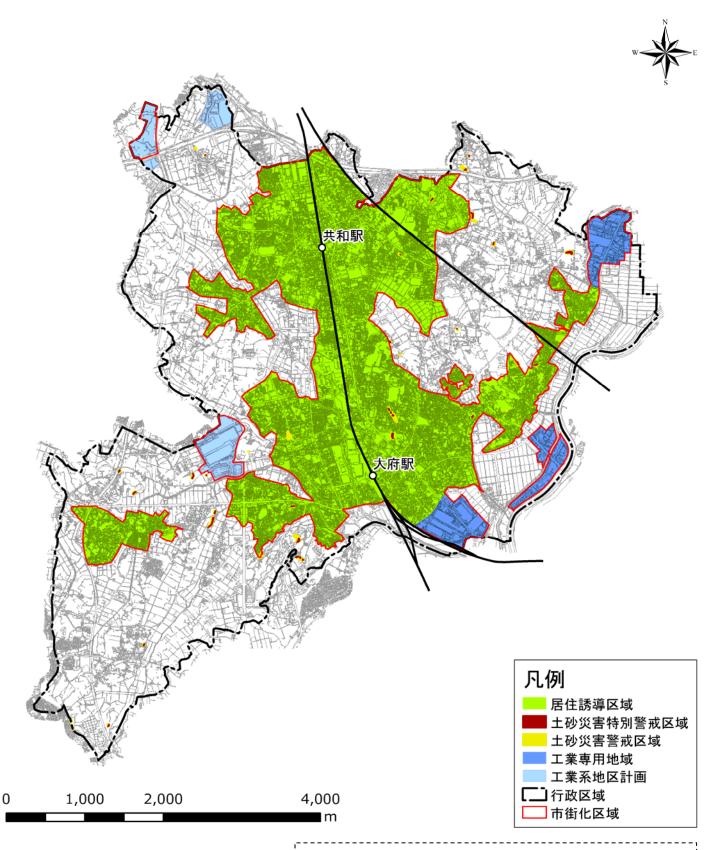
都市再生特別措置法第88条の規定により、**居住誘導区域外において、以下の行為を行おうとす る場合**には、その行為に着手する30日前までに市長への届出が必要です。

届出の対象となる行為

届出対象行為(居住誘導区域外)(出典:立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)を編集)



居住誘導区域(黄緑色着色部分)



※詳細は都市政策課にご確認下さい。

※上図に示す居住誘導区域について、市内に点在する土砂 災害特別警戒区域(レッド)及び土砂災害警戒区域(イエロー)は、居住誘導区域から除外しています。

また、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域について、変更があった場合は、変更後の区域に準じます。

②都市機能誘導区域外における届出について

本届出は、市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備に関する動向を把握し、今後の施 策検討に活用するとともに、必要に応じて誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供を 行う機会を設けるためのものです。

都市再生特別措置法第 108 条の規定により、<mark>都市機能誘導区域外において、誘導施設の開発行</mark> **為や建築行為を行おうとする場合**は、その行為に着手する 30 日前までに市長への届出が必要です。

届出の対象となる行為

届出对象行為(都市機能誘導区域外)

開発行為	建築行為
誘導施設を有する建築物の建築を目的とする	誘導施設を有する建築物の新築、改築もしくは
開発行為	用途を変更して誘導施設を有する建築物とす
	る場合

誘導施設

■大府駅周辺都市機能誘導区域の誘導施設

誘導施設	定義	方針
子育て支援機能を有する施設	・児童の運動や学びの促進に資する機能を備えた屋内施設※1 ・乳幼児の一時預かり機能を備えた施設	誘導
高等学校 大学·短期大学·専修学校	・学校教育法第1条に定める高等学校、大学、高等専門学校・学校教育法第124条に定める専修学校・学校教育法第134条に定める各種学校	維持
博物館類似施設	·歴史民俗資料館	維持
市役所	・地方自治法第 4 条第 1 項に基づく大府市役所の位置を定める条例に定める地方公共団体の事務所	維持

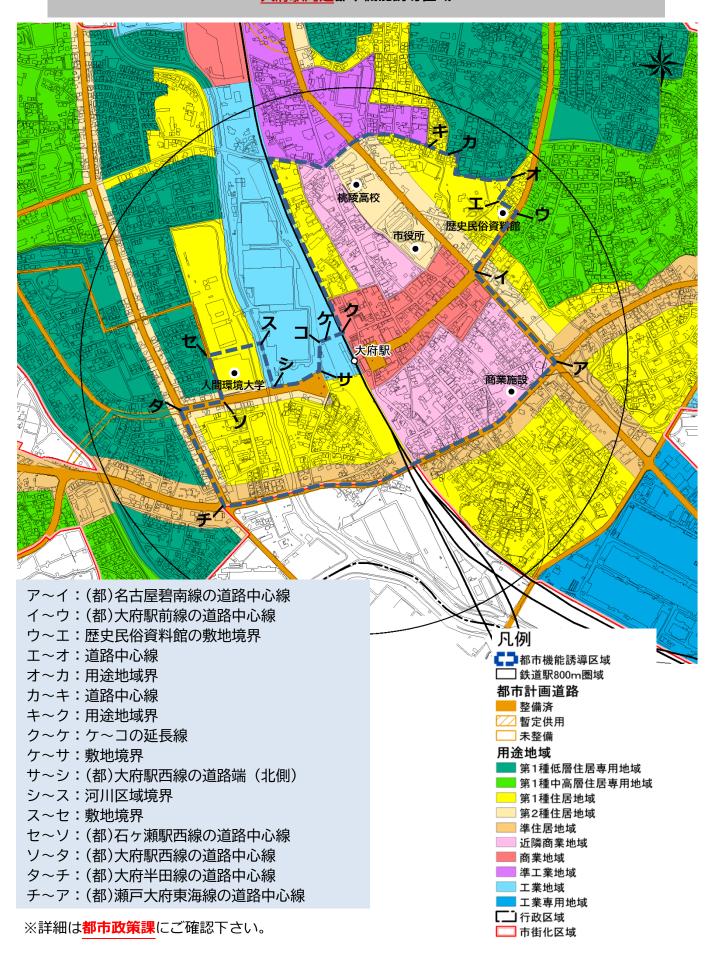
- ※1 利用対象者を児童 (満 18 歳に満たない者) に限定する以下の施設 [・遊戯施設・図書館・学習室] ただし、保育所、幼稚園、学童保育施設、小学校、中学校、高等学校及び学習塾を除く。
- ※2 上表の誘導施設を「共和駅周辺都市機能誘導区域」で開発・建築する場合にも届出が必要です。

■共和駅周辺都市機能誘導区域の誘導施設

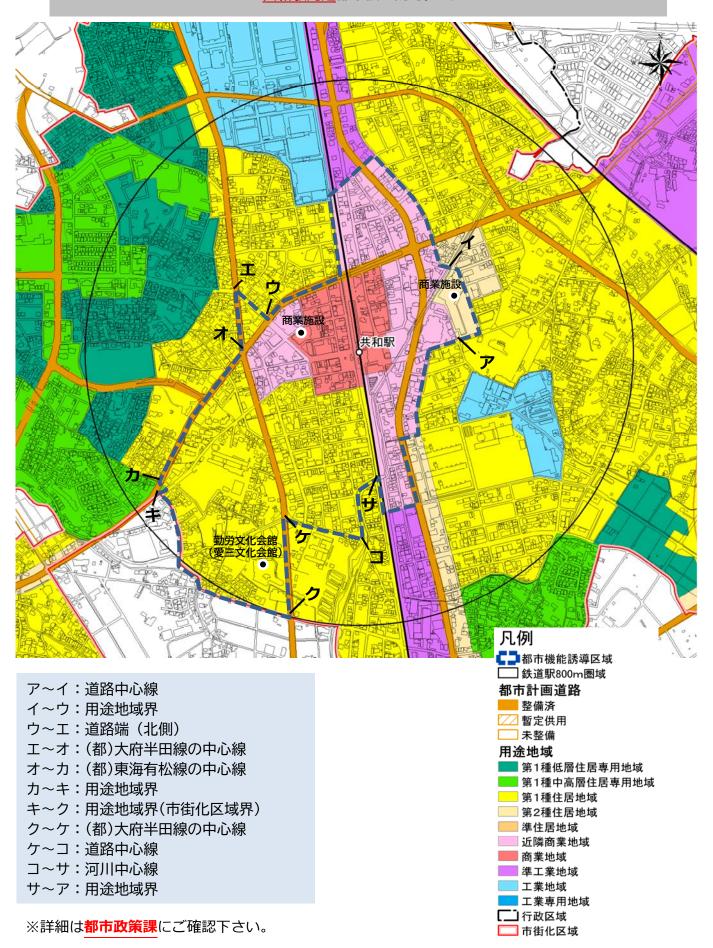
誘導施設	定義	方針
交流機能を有する施設	・市民の交流を目的とし、市民が随時利用できる集会施設	維持·誘導

※ 上表の誘導施設を<u>「大府駅周辺都市機能誘導区域」で開発・建築する場合にも届出が必要</u>です。

大府駅周辺都市機能誘導区域



共和駅周辺都市機能誘導区域



❸都市機能誘導区域内における届出について

本届出は、市が都市機能誘導区域内における誘導施設の整備に関する動向を把握し、今後の施 策検討に活用するとともに、必要に応じて誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供を 行う機会を設けるためのものです。

都市再生特別措置法第 108 条の 2 の規定により、<mark>都市機能誘導区域内において、誘導施設の</mark> 休止又は廃止を行う場合は、その行為に着手する 30 日前までに市長への届出が必要です。

届出の対象となる行為

届出对象行為(都市機能誘導区域内)

届出対象行為

誘導施設の休止又は廃止

誘導施設

■大府駅周辺都市機能誘導区域の誘導施設

誘導施設	定義	方針
子育て支援機能を 有する施設	・児童の運動や学びの促進に資する機能を備えた屋内施設※ ・乳幼児の一時預かり機能を備えた施設	誘導
高等学校 大学·短期大学·専修学校	・学校教育法第1条に定める高等学校、大学、高等専門学校・学校教育法第124条に定める専修学校・学校教育法第134条に定める各種学校	維持
博物館類似施設	・歴史民俗資料館	維持
市役所	・地方自治法第 4 条第 1 項に基づく大府市役所の位置を定める条例に定める地方公共団体の事務所	維持

※ 利用対象者を児童 (満 18 歳に満たない者) に限定する以下の施設 [・遊戯施設・図書館・学習室] ただし、保育所、幼稚園、学童保育施設、小学校、中学校、高等学校及び学習塾を除く。

■共和駅周辺都市機能誘導区域の誘導施設

誘導施設	定義	方針
交流機能を有する施設	・市民の交流を目的とし、市民が随時利用できる集会施設	維持·誘導

都市機能誘導区域

※P5~6をご参照ください

届出に必要な書類

●居住誘導区域外における届出

◆開発行為の場合

※代理人による届出の場合は、別途、委任状 (任意様式)を添付してください。

□届出書:屆出様式1 (都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号 様式第10)

□添付図書

- ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮 尺1,000分の1以上)
- ②設計図(縮尺100分の1以上)
- ③その他参考となる事項を記載した図書

◆建築等行為の場合

- □届出書:屆出様式2 (都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号 様式第11)
- □添付図書
 - ①敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺 100 分の 1 以上)
 - ②建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)
 - ③その他参考となる事項を記載した図書
- ◆上記2つの届出内容を変更する場合(都市再生特別措置法第108条第2項)
- □届出書:届出様式3 (都市再生特別措置法施行規則第38条第1項 様式第12)
- □添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

2都市機能誘導区域外における届出

- ◆開発行為の場合
- □届出書:屆出様式4 (都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号 様式第18)
- □添付図書
 - ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮 尺1,000分の1以上)
 - ②設計図(縮尺100分の1以上)
 - ③その他参考となる事項を記載した図書

◆建築等行為の場合

- □届出書:屆出様式5 (都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号 様式第19)
- □添付図書
 - ①敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)
 - ②建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)
 - ③その他参考となる事項を記載した図書
- ◆上記2つの届出内容を変更する場合(都市再生特別措置法第108条第2項)
- □届出書:屆出様式6|(都市再生特別措置法施行規則第55条第1項 様式第20)
- □添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

❸都市機能誘導区域内における届出

- ◆誘導施設の休止又は廃止
- □届出書:届出様式7 (都市再生特別措置法施行規則第55条の2 様式第21)

届出様式 1 様式第 10(都市再生特別措置法施行規則第 35 条第1項第1号関係)

開発行為届出書

都に出まっ		上特別措置	社法第 88	条第	1 項	更の規定に	基金	ゔき、	開発行為	為につい	て、	下記に。	より届け
		年	月		日								
大	: 府	市長	殿										
						届出者	住	所					
							氏	名					
							連絡	各先					
	Τ												
	1	開発区域	に含まれ	いる地	域の	名称							
	2	開発区域	の面積									平方	メートル
開発行為の概要	3	住宅等の	用途										
河の概要	4	工事の着	手手定年	平月 日							年	月	日
	5	工事の完	E了予定 ^在	下月 日							年	月	日
	6	その他必	要な事項	頁									

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載する こと。

本届出の目的 大府市が居住誘導区域外における住宅等の開発・建築等の行為に関する動向を把 握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて居住誘導のための施策に 関する情報提供を行う機会を設けるため。

- 添付図書 ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示 する図面(縮尺1,000分の1以上)
 - ② 設計図 (縮尺100分の1以上)
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書

届出様式2 様式第 11(都市再生特別措置法施行規則第 35 条第1項第2号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為 の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行 建築物の用途を変更して住宅等と	
年 月 日	
大府市長殿	
履	届出者 住 所 氏 名
	連絡先
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をし ようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅等 の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 こと。

本届出の目的 大府市が居住誘導区域外における住宅等の開発・建築等の行為に関する動向を把 握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて居住誘導のための施策に 関する情報提供を行う機会を設けるため。

- 添付図書 ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)
 - ② 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺50分の1以上)
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書

届出樣式3 様式第 12(都市再生特別措置法施行規則第 38 条第1項関係)

行為の変更届出書

年	月	日
	/ 1	\vdash

大 府 市 長 殿

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日

年 月

4 変更部分に係る行為の完了予定日

年 月 日

H

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

本届出の目的 大府市が居住誘導区域外における住宅等の開発・建築等の行為に関する動向を把握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて居住誘導のための施策に関する情報提供を行う機会を設けるため。

- ・開発行為の場合:以下のうち①②⑤ ・建築等行為の場合:以下のうち③④⑤
- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1,000分の1以上)
- ② 設計図 (縮尺100分の1以上)
- ③ 敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)
- ④ 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)
- ⑤ その他参考となる事項を記載した図書

届出様式4 様式第 18(都市再生特別措置法施行規則第 52 条第1項第1号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第	108	条第1項の規定に基づ	き、	開発行為について、	下記により届
け出ます。					

年 月 日

大 府 市 長 殿

届出者 住 所 氏 名

連絡先

	1	開発区域に含まれる地域の名称
	2	開発区域の面積平方メートル
開発行為の	3	建築物の用途
一点の概要	4	工事の着手予定年月日 年 月 日
	5	工事の完了予定年月日 年 月 日
	6	その他必要な事項

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

|本届出の目的 大府市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備に関する動向を把握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供を行う機会を設けるため。

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1,000分の1以上)
- ② 設計図 (縮尺100分の1以上)
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

届出様式5 様式第 19 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

年 月 日

大 府 市 長 殿

届出者 住 所

氏 名

連絡先

- 所在·地番 1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をし 地 \blacksquare ようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積 面 積 平方メートル 2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築物 の用途 3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途 4 その他必要な事項
- 注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

本届出の目的 大府市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備に関する動向を把握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供を行う機会を設けるため。

- ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)
- ② 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺50分の1以上)
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

届出様式 6 様式 20 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係)

行為の変更届出書

年	月	日
_	/1	\vdash

H

大 府 市 長 殿

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載 すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

|本届出の目的| 大府市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備に関する動向を把握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供を行う機会を設けるため。

添付図書 ・<u>開発行為の場合:以下のうち①②⑤</u> ・<u>建築等行為の場合:以下のうち③④⑤</u>

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1,000分の1以上)
- ② 設計図(縮尺100分の1以上)
- ③ 敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)
- ④ 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)
- ⑤ その他参考となる事項を記載した図書

届出様式 7 様式第 21 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係)

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

大 府 市 長 殿

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止 (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止 (廃止) しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止 (廃止) に伴う措置
 - (1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当 該建築物の用途
 - (2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の 物の存置に関する事項
- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その 他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時 期その他の事項について記載すること。
- |本届出の目的| 大府市が都市機能誘導区域内における誘導施設の整備に関する動向を把握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供を行う機会を設けるため。

屆出樣式 1 様式第 10(都市再生特別措置法施行規則第 35 条第1項第1号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。							
	届出日を記入してください。 元号 〇 年 〇〇 月 〇〇 日	届出者が個人の場合は、住所、氏名及び 連絡先を記入してください。					
※行	: 府 市 長 殿 為に着手する 30 日前までに け出ること。	届出者が法人の場合は、法人の所在地、 名称、代表者氏名及び連絡先を記入し てください。					
		住 所 ○○市○○町○丁目○番地 氏 名 大府 太郎 連絡先 ○○○○一○○一○○○					
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	大府市○○町○丁目○番地					
	2 開発区域の面積 実測面積を記入し	てください。 〇〇〇平方メートル					
	3 住宅等の用途	建築基準法に基づく用途を 一戸建ての住宅 記入してください。					
	_4 工事の着手予定年月日	元号 〇 年 〇〇 月 〇〇 日					
	5 工事の完了予定年月日	元号 〇 年 〇〇 月 〇〇 日					
	6 その他必要な事項	戸数: 3 戸					

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載する こと。

本届出の目的 大府市が居住誘導区域外における住宅等の開発・建築等の行為に関する動向を把 握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて居住誘導のための施策に 関する情報提供を行う機会を設けるため。

- 添付図書 ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示 する図面(縮尺1,000分の1以上)
 - ② 設計図 (縮尺100分の1以上)
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書

届出様式2 様式第 11(都市再生特別措置法施行規則第 35 条第1項第2号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為 の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、 △─|該当する項目を囲んでください。 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 について、下記により届け出ます。 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 届出日を記入してください。 届出者が個人の場合は、住所、氏名及び → 元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日 連絡先を記入してください。 届出者が法人の場合は、法人の所在地、 名称、代表者氏名及び連絡先を記入し 大 府 市 長 殿 てください。 ※行為に着手する30日前までに 届け出ること。 届出者 住 所 ○○市○○町○丁目○番地 氏 名 大府 太郎 行為地の情報を記入 してください。 連絡先 0000-00-000 住宅等を新築しようとする土地 所在・地番:大府市○○町○丁目○番地 又は改築若しくは用途の変更をし 目:宅地 ──登記簿上の地目を記入してください。 地 ようとする建築物の存する土地の 積:〇,〇〇〇平方メートル 面 所在、地番、地目及び面積 2 新築しようとする住宅等又は改 実測面積を記入してください。 共同住宅 築若しくは用途の変更後の住宅等 の用途 建築基準法に基づく用途を 改築又は用途の変更をしようと 記入してください。 する場合は既存の建築物の用途 数: 10 戸 着手予定年月日:元号 〇 年 〇〇 月 〇〇 日 4 その他必要な事項 完了予定年月日:元号 〇 年 〇〇 月 〇〇 日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

本届出の目的 大府市が居住誘導区域外における住宅等の開発・建築等の行為に関する動向を把握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて居住誘導のための施策に関する情報提供を行う機会を設けるため。

- ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)
- ② 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

(記入例)

届出様式3 様式第 12(都市再生特別措置法施行規則第 38 条第1項関係)

!※行為に着手する30日前までに ↑ 行為の変更届出書

届出日を記入してください。

届け出ること。

----→ 元号 〇 年 〇〇 月 〇〇 日

大府市長殿

届出者が個人の場合は、住所、氏名及び 連絡先を記入してください。

届出者が法人の場合は、法人の所在地、 名称、代表者氏名及び連絡先を記入し てください。

届出者 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 大府 太郎

連絡先 0000-00-000

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記によ り届け出ます。

記

当初の届出年月日 1

元号 〇 年 〇〇 月 〇〇 日

2 変更の内容

> 開発区域面積の変更 「変更前」〇、〇〇〇平方メートル (実測) ⇒「変更後] □, □□□平方メートル (実測)

戸数の変更 [変更前] 共同住宅 10戸 ⇒「変更後〕一戸建ての住宅 15戸

届出事項のうち変更する項目に ついて、項目名及び変更前後の 内容を記入してください。

--3 変更部分に係る行為の着手予定日 元号 〇 年 〇〇 月 〇〇 日

変更部分に係る行為の完了予定日

元号 〇 年 〇〇 月 〇〇 日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載 すること。
 - 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

|本届出の目的| 大府市が居住誘導区域外における住宅等の開発・建築等の行為に関する動向を把 握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて居住誘導のための施策に 関する情報提供を行う機会を設けるため。

- 開発行為の場合:以下のうち①②⑤ ・建築等行為の場合:以下のうち③④⑤
- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示 する図面(縮尺1,000分の1以上)
- ② 設計図(縮尺100分の1以上)
- ③ 敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)
- ④ 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)
- ⑤ その他参考となる事項を記載した図書

届出樣式4 様式第 18(都市再生特別措置法施行規則第 52 条第1項第1号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。 届出日を記入してください。								
→ 元号 ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 古出者が個人の場合は、住所、氏名及び連絡先を記入してください。 本記者が法人の場合は、法人の所在地名称、代表者氏名及び連絡先を記入してください。 ※行為に着手する 30 日前までに								
	開	届出者 住 所 ○○市○○町○丁目○番地 氏 名 大府 太郎 Ě区域の所在地(地番まで)を してください。						
開発行為の概要	1	開発区域に含まれる地域の名称 大府市○○町○丁目○番地 実測面積を記入してください。						
	2	開発区域の面積 ○,○○平方メートル						
	3	建 築 物 の 用 途 子育て支援機能を有する施設 (児童向け屋内遊戯施設)						
	-4	工事の着手予定年月日 元号〇年 〇〇 月 〇〇 日						
	5	工事の完了予定年月日 元号〇年 〇〇 月 〇〇 日						
	6	そ の 他 必 要 な 事 項 建物等の名称:○○○○ビル						

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

|本届出の目的| 大府市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備に関する動向を把握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供を行う機会を設けるため。

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1,000分の1以上)
- ② 設計図 (縮尺100分の1以上)
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

届出様式5 様式第 19 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項 (建 築 物 の する建築物とす		
について、下記により届け出ます。 届出日を記入してください。 → 元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日 大 府 市 長 殿	,	者が個人の場合は、住所、氏名及び たを記入してください。 者が法人の場合は、法人の所在地、 代表者氏名及び連絡先を記入し ごさい。	
※行為に着手する 30 日前までに 届け出ること。 行為地の情報を記してください。	氏 名	○○市○○町○丁目○番地 大府 太郎 ○○○○-○○-○○○	
1 建築物を新築しようとする土地	所在・地番	大府市〇〇町〇丁目〇番地	+°+1,
又は改築若しくは用途の変更をし ようとする建築物の存する土地の	地目	宅地	icev.
所在、地番、地目及び面積	面積	〇,〇〇〇平方メートル	
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築物 の用途	交流機能を有(コンベンシ	する施設 実測面積を記入してく ョンホール)	ださい。
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途			
4 その他必要な事項	着手予定年月日	: ○○○○交流センター : 元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日 : 元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

|本届出の目的 大府市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備に関する動向を把握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供を行う機会を設けるため。

- ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)
- ② 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

(記入例)

届出様式 6 様式 20 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係)

※行為に着手する30日前までに 行為の変更届出書

届出日を記入してください。

届け出ること。

----- 元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

大府市長殿

届出者が個人の場合は、住所、氏名及び 連絡先を記入してください。

届出者が法人の場合は、法人の所在地、 名称、代表者氏名及び連絡先を記入し てください。

届出者 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 大府 太郎

連絡先 0000-00-000

都市再生特別措置法第 108 条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記に より届け出ます。

記

当初の届出年月日 1

元号 〇 年 〇〇 月 〇〇 日

内容を記入してください。

届出事項のうち変更する項目に ついて、項目名及び変更前後の

2 変更の内容

建築物の用途の変更 「変更前」事務所

⇒「変更後」児童向け屋内遊戯施設

児童向け屋内遊戯施設 床面積の変更 [変更前] 〇, 〇〇〇平方メートル (実測)

⇒「変更後] □, □□□平方メートル (実測)

---3 変更部分に係る行為の着手予定日 元号 〇 年 〇〇 月 〇〇 日

変更部分に係る行為の完了予定日

元号 〇 年 〇〇 月 〇〇 日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載 すること。
 - 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

|本届出の目的| 大府市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備に関する動向を把握し、今 後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて誘導施設の立地誘導のための施策 に関する情報提供を行う機会を設けるため。

- 開発行為の場合:以下のうち①②⑤ ・建築等行為の場合:以下のうち③④⑤
- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示 する図面(縮尺1,000分の1以上)
- ② 設計図(縮尺100分の1以上)
- ③ 敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)
- ④ 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)
- ⑤ その他参考となる事項を記載した図書

(記入例)

|届出様式7| 様式第21(都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係)

※行為に着手する30日前までに誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入してください。

届け出ること。

----- 元号 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

大 府 市 長 殿

届出者が個人の場合は、住所、氏名及び 連絡先を記入してください。

届出者が法人の場合は、法人の所在地、 名称、代表者氏名及び連絡先を記入し てください。 届出者 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 大府 太郎

連絡先 0000-00-000

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

該当する項目を囲んでください。

1 休止 (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称:○○○○ 用 途:○○○○

所在地:大府市○○町○丁目○番地

- 2 休止 (廃止) しようとする年月日
- ---- 元号 年 ○○ 月 ○○ 日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止 (廃止) に伴う措置
 - (1)休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当 該建築物の用途

事務所

- (2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の 物の存置に関する事項
- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載 すること。
 - 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その 他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時 期その他の事項について記載すること。
- 本届出の目的 大府市が都市機能誘導区域内における誘導施設の整備に関する動向を把握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて誘導施設の立地誘導のための施策 に関する情報提供を行う機会を設けるため。

届出に関するQ&A

- Q1 届出制度の開始日はいつですか。
 - A 「大府市市立地適正化計画」を公表した令和5年(2023年)4月1日からです。
- Q2 「行為に着手する日の30日前」とはいつですか。
 - A 工事着手予定日の30日前です。
- Q3 「行為に着手する日の 30 日前までに市長への届出が必要」とされていますが、計画公表から 30 日以内に行為に着手する場合、計画公表前に届出が必要ですか。

(例えば、令和5年(2023年)4月15日に行為に着手する場合)

A 事前相談時にご相談ください。なお、事前相談は、行為に着手する 30 日前までとしてく ださい。

(例えば、令和5年(2023年)4月15日に行為に着手する場合、事前相談は3月16日まで)

- Q4 開発行為や建築行為の「着手」とは何を指しますか。
 - A 開発行為であれば造成工事(切土、盛土)、建築行為であれば基礎工事(根切り、山留め、 杭打ち、地盤改良)の着手を指します。

なお、以下の場合などは、着手に該当しません。

- ① 地盤調査のための掘削、ボーリングの実施
- ② 現場の整地及びやり方
- ③ 地鎮祭の挙行
- ④ 現場の仮囲い
- ⑤ 現場事務所の建設
- ⑥ 既設建築物の除却
- ⑦ 現場への資材の搬入、建設機械の搬入
- ⑧ 工事請負契約の締結
- Q5 届出は何部必要ですか。
 - A 正副2部必要です。うち副本1部は、受付印を押印のうえ、受理証明として返却します。
- Q6 居住誘導区域や都市機能誘導区域の範囲は、どこで確認できますか。
 - A 本書(P3、P5及びP6)をご参照ください。
- Q7 行為区域が届出対象区域の内外にまたがる場合、届出は必要ですか。
 - A 行為区域のうち、届出対象区域内における行為が届出要件に該当している場合は、届出が 必要です。
- Q8 開発行為後、同一敷地で建築行為を行う場合、どちらも届出が必要ですか。
 - A 開発行為と建築行為は、届出事項が異なるため、それぞれについて届出が必要です。(都市 再生特別措置法施行規則第35条)
- Q9 届出内容を変更する場合は、どうすればよいですか。
 - A 変更に係る行為に着手する 30 日前までに、所定の様式で届出してください。

- Q10 届出書類の様式や必要書類はどこで入手できますか。
 - A 届出様式は以下のウェブサイトからダウンロードできるほか、都市政策課の窓口で配布しています。

URL⇒https://www.city.obu.aichi.jp/shisei/shisaku/toshikei/1025344.html また、添付図書のうち、「当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面」については、都市政策課の窓口で都市計画基本図を販売していますので、ご活用ください。

- Q11 届出後、計画の修正を求められることはありますか。
 - A 必要な記載事項や添付図書が揃っていれば、原則、計画の修正は求めません。
- Q12 届出後、市から通知や連絡を受けることはありますか。
 - A 立地の誘導を図るうえで支障があると認められる場合のみ、当該届出をした者に対し、必要な勧告を行うことがあります。
- Q13 届出を行わなかった場合、罰則はありますか。
 - A 届出をしないで、又は虚偽の届出をして開発行為や建築行為を行った場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。(都市再生特別措置法第 130条) なお、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出については、罰則規定はありません。
- Q14 届出記載事項のうち、地目や面積は何に基づいて記載すればよいですか。
 - A 地目については登記簿、面積については実測に基づいて記載してください。
- Q15 届出記載事項のうち、「住宅等の用途」や「建築物の用途」は何を記載すればよいですか。
 - A 居住誘導区域外においては、建築確認と同様に建築基準法に基づく用途(一戸建ての住宅、 共同住宅など)を、都市機能誘導区域内外においては、誘導施設名称を記載してください。
- Q16 居住誘導区域外において届出対象となる「住宅」とは、どのようなものですか。
 - A 届出対象となる「住宅」とは、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅及び兼用住宅を指します。
- Q17 サービス付高齢者向け住宅や社宅についても、居住誘導区域外において届出対象となる 「住宅」に該当しますか。
 - A 実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは、届出対象となる「住宅」として取り扱います。
- Q18 居住誘導区域外において、隣接する敷地に3戸の住宅を建築する場合、届出は必要ですか。 A 同一の者が同時期に、隣接する敷地に3戸以上の住宅を建築する場合は、届出が必要です。
- Q19 都市機能誘導区域外において、一部のみが誘導施設に該当する建築物を建築する場合、届出は必要ですか。
 - A 建築物の一部でも誘導施設を含む場合は、届出が必要です。なお、都市機能誘導区域内に おける誘導施設の休廃止についても同様です。
- Q20 都市機能誘導区域外において、一つの建築物に複数の誘導施設を有する複合施設を建築する場合、一つの届出にまとめることはできますか。
 - A まとめて一つの届出とすることができます。

- Q21 大府駅周辺都市機能誘導区域における誘導施設である、子育て支援機能を有する施設について、共和駅周辺都市機能誘導区域内に建築する場合、届出は必要ですか。
 - A 子育て支援機能を有する施設は、あくまでも大府駅周辺都市機能誘導区域における誘導施設のため、共和駅周辺都市機能誘導区域内に建築する場合、届出が必要です。なお、共和駅周辺都市機能誘導区域における誘導施設である、交流機能を有する施設についても、大府駅周辺都市機能誘導区域内に建築する場合、届出が必要です。
- Q22 誘導施設の「休止」と「廃止」の違いは何ですか。
 - A 施設の再開の意思がある場合は「休止」、再開の意思がない場合は「廃止」です。